

# 令和3年度 玉之浦小中学校いじめ防止基本方針

## 基本方針でめざす児童像 汗を流して、未来を拓く

### いじめの防止等に関する基本的な考え方

- 思いやりや社会生活のルールの定着，コミュニケーション能力の向上を通して規範意識をもって支え合う児童・生徒を育てる。
- 相手の気持ちを理解し、思いやりのある言動ができる児童・生徒を育てる。
- 全職員が「いじめは起こり得るもの」として認識し，未然防止，早期発見に努め，迅速かつ組織的に対応する。

### いじめ対策校内委員会 (委員) 管理職，教務主任，生徒指導主事，養護教諭 必要に応じて全職員

保護者との連携	玉之浦小中学校いじめ防止委員会	関係機関等との連携
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 総会，通信等を通じて学校の方針を説明したり，ネットいじめ対策等の情報を提供したりする。また日常の情報交換に努める。</li> <li>• いじめが確認された場合は，双方への支援・助言等を行う。</li> </ul>	<p>(構成員) 外部から 市教委玉之浦分室長，市老連玉之浦支部長，玉之浦町公民館長，民生児童委員協議会長，主任児童委員，社会福祉協議会玉之浦支所長，中須警察官駐在所長</p> <p>(構成員) 玉之浦小中学校から PTA 会長，PTA 副会長 (2名)，校長，小中教頭</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 必要に応じ，担任，カウンセラー等が参加する。</li> <li>• 関係機関との連携の窓口とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 教育委員会</li> <li>• SSW</li> <li>• SC</li> <li>• 社会福祉課</li> <li>• 警察 等</li> </ul>

	学校 (教職員・児童生徒) の取組	保護者・地域の取組
①いじめの未然防止について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童・生徒一人ひとりの所属感・有用感・責任感を高め信頼関係を深める学級づくりを行う。</li> <li>• 複式授業の改善と主体的に学び合う態度の育成に努める。</li> <li>• 基本的な生活習慣の定着に努める。特に挨拶運動を推進する。</li> <li>• 積極的な栽培活動と師弟同行による清掃活動を行う。</li> <li>• 情報モラル及び差別やいじめを許さない人権意識の育成を図る。</li> <li>• ソーシャルスキルを高める活動に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「早寝・早起き・朝ご飯・読書」を推進する。</li> <li>• 学校支援会議において，子育て共有目標を設定する。</li> <li>• 様々な体験活動を通して，感謝の心や集団の一員としての自覚・自信を育てる。</li> <li>• 善悪のけじめ，インターネット・SNS等のルールや自他の生命を大切にすることを指導する。</li> <li>• いじめ防止対策推進法についての理解を深める (パンフレット配付，チェックシートの活用)。</li> </ul>
②いじめの早期発見について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 毎月学校生活アンケートや個人面談を実施し情報交換に努める。</li> <li>• 全職員で児童・生徒を観察し，情報交換会において情報を共有する。</li> <li>• 関係機関との連携について，全職員に周知する。</li> <li>• 生活ノートによる実態把握を行う。(中学校)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子どもの様子について，アンケートや学校評価，連絡帳等を通して学校と情報交換を密に行う。</li> <li>• 家庭教育学級等において，いじめ等の問題に対する研修を行う。</li> <li>• 各種会議等において，子どもの地域での様子について情報交換を行う。</li> </ul>
③いじめに対する措置について	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本人，保護者及び周辺から聴き取り及び質問紙等による調査を十分に行う。</li> <li>• 事情や心情を聴取し，状況に合わせた継続的なケアを行い，全職員による支援を行う。</li> <li>• 本人，保護者から要望・意見を聴取し，今後の調査や対応について迅速に着手する。</li> </ul>
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 調査による事実関係を確認し，いじめは許さないという毅然とした態度で指導を行い，いじめをやめさせる。</li> <li>• 時期，様態，背景，人間関係等を客観的に明らかにし，根本的な解決を図る。</li> </ul>
	観衆 (同調者)・傍観者 (無関心者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 傍観者はいじめに荷担したことと同等であることを認識させる。</li> <li>• 正義感を培う指導の徹底を図る (いつ，どこで，どのような指導を行うか全職員で確認する。)</li> </ul>
④その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「子どもを見守る」という意識を更に地域へと拡充する取組 (花いっぱい運動等) を行う。</li> </ul>	

